

【ベースアップ評価料について】

ベースアップ評価料は医療スタッフの待遇改善により人材確保に努め、より良い医療を提供するために必要なものとして厚生労働省が行っている取組みです。

これまで以上に質の高い医療サービスを提供し、患者様に安心して診療を受けていただける環境を整えるため、

当院では令和8年3月1日よりベースアップ評価料の算定を行っております。

令和8年度の診療報酬改定に伴い、6月1日より患者様の診療費に下記項目が加算されますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

■外来・在宅ベースアップ評価料（I）

1. 初診時 23点
2. 再診時 6点